

本願寺印判奉書の一考察

——教如教団の形成過程——

特別研修員 草野 顕之

戦国期より近世にかけて、本願寺の発給する文書のうち、印判奉書と称する文書がある。これは本願寺家臣下問氏のなかで、宗主の奏者役を務める者が、宗主の意を奉じて門末へ発給する奉書である。主として門末より送られる懇志の請取に使用され、その懇志請取印判奉書の様式は、文書の袖又は日付行上に、宗主の意を奉じた意味をもつ黒印を捺押し（印判に二種あり、一方は正方形の印で印文「明聖」と読める。もう一方は楕円形の印で印文「詳定」と判読できる）、本文は(1)懇志を宗主に披露したことを報じた文、(2)宗主の感謝の意を伝える文、(3)年代によっては法語がその後挿入される場合があり、そして(4)文末に「仍所被排御印」という印判捺押を確認する文で構成され、その4点に特徴をもっている。その初源は、永禄年間（一五五八―一五七〇）に見ることができ、今取り扱ったものは、特に天正八（一五八〇）年の石山戦争終結後発給されたものであり、現在80点余を確認している。

さて、それでは何を、いかなる方法で分析するのかを説明すると、副題に掲げた教如教団の形成過程、すなわち、文禄元（一五九二）年、頭如の示寂に伴い本願寺留守職を継職した教如が、翌二年豊臣秀吉の意をうけ退職隠居しながらも、以降も独自の活動を続け、ついに慶長七（一六〇二）年徳川家康に寺地寄進をうけ、

東本願寺を独立分派するに至る教団形成過程のうち、その家臣団組織の構造の変化について明確にしようとするものである。またその方法は、先に上げた印判奉書の発給型式が、年代により異なることに注目し、その時々々の有様を跡づけていくことによる。すなわち、発給型式の差はそのまま、家臣団組織の差と考えられるからである。

ここでまず、教如教団の形成過程を示す印判奉書の変化を追う前提として、本願寺教団における印判奉書発給型式の大きな流れを説明しておきたい。前述のように、印判奉書は永禄年間（一五五八―一五七〇）に使用され始めたが、その当初の発給型式は、石山戦争期を経て、天正一三（一五八五）年の天満本願寺時代より大きく変化する。すなわち、当初は、能登乗念寺蔵下問証念発給印判奉書のように、単独発給型式をとるが、天正一三（一五八五）年頃より、添状二通を伴う三通一組発給型式へと変化するのである。この三通一組発給型式における印判奉書の本文は、単独発給型式と本質的には違わないが、先述の特徴のうち、単独発給型式には余り見られない(3)法語文言をもつようになる。また添状二通とは、印判奉書を発給する奏者により一通（添状Ⅰ）、そして奏者の下部組織を推察せしめる取次による一通（添状Ⅱ）であり、それらは、各々門末より懇志とともに送られる奏者、取次への手次料への謝礼を報ずる内容である。その本文を概述すれば、添状Ⅰは先ず(1)懇志を宗主に披露したことを報じ、次に(2)印判奉書が発給されたことを確認する文言が続き、(3)自分（奏者）への手次料に対する謝礼の文言がある点に特徴をもっている。また添状Ⅱでは、先ず(1)懇志が奏者により宗主へ披露されたことを報じ、次に(2)自分（取次）への手次料への謝礼の文言をもつところに特徴をもつ

ている。この三通一組発給型の本文から推察できることは、先の単独発給型では門末より送られた懇志が奏者の手に届き、宗主に披露されて、奏者の手により印判奉書が発給されるという単純な懇志請取の組織であったものが、奏者の下に取次が介在し、懇志は奏者・取次にそれぞれ手取料が支払れた上で、取次を経て奏者より宗主へ披露されるという組織の重層化―懇志請取機構の成立―である。文末に掲げた図(1)が単独発給型、図(2)が三通一組発給型を図式化したものである。

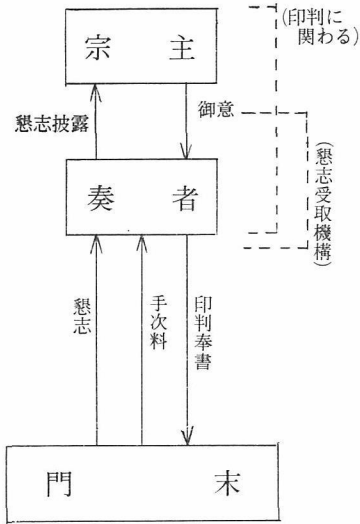
さてこのように、本願寺印判奉書は天正一三(一五八五)年頃より、単独発給型から三通一組発給型へ大きく変化したが、教如が継職した文禄元(一五九二)年以降の発給型式は、この三通一組発給型のまま継続されたのかと言え、そうではなく、微妙な変化を示している。教如は継職するや、下間頼龍を奏者役に取り立てたが、この下間頼龍発給印判奉書の発給型式を追うことにより、教如教団の形成過程を跡づけることができるのである。すなわち、文禄元(一五九二)年継職直後の同二(一五九三)年五月に発給された印判奉書は、天正一三(一五八五)年以來の三通一組発給型ではなく、単独発給型に戻っている。図(3)に本文より推察される組織を掲げたが、このことは、奏者役に取り立てられた下間頼龍の下には、当時全く家臣団組織が存在しなかったことを示している。次に、文禄二(一五九三)年の退職直後、十一月二十四日に発給された城端善徳寺蔵印判奉書を見ると、これは現在確認しうる唯一の三通一組発給型であり、印判奉書に、取次の添状一通が付属したものである。本文からは、図(4)に掲示した

様に、図(2)とほぼ同じ組織を推察できるが、三通一組発給型では添状1に見られた奏者への手次料が、この二通のいずれにも見られぬこと、また取次の添状のなかに、「御印書云々」という、三通一組発給型では奏者発給の添状1に見られる印判奉書発給に関する文言が見られることなど、図(2)に比較すると、かなり混乱した懇志請取組織であると思われる。ところが、慶長元(一五九六)年に至ると、能登西来寺蔵閏正月七日付印判奉書では、図(2)に掲示した組織と全く同様の三通一組発給型となっているのである。

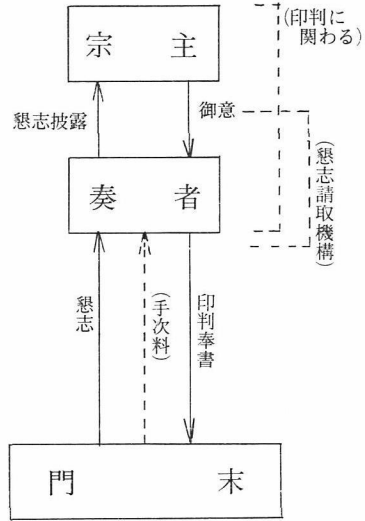
このことは、文禄二(一五九三)年退職以降教如は、着々と自己の家臣団組織形成に務めていたが、慶長元(一五九六)年段階に、本願寺とほぼ同様の組織をつくることができたと考えられる。そのことはまた、同じく西来寺に蔵する、同日付の准如の奏者下間頼龍発給の三通一組発給型印判奉書に見られる懇志額や、奏者・取次への手次料額が、教如のそれと全く同額であることから、門末の意識には、教如教団が本願寺同様に映っていたと考えられることから、そう言えるのではなからうか。

さて、従来の研究によると、教如は退職以降も、宗主としての自覚をもち、門末への御影類下附や、独自の報恩講・法事を勤めるなど、慶長七(一六〇二)年の東本願寺建立以前から、着々と自らの教団確立に務めていたとされる。しかし今回の報告では、懇志請取の家臣団組織もまた、同様にその形成が進んでいたこと、そして慶長元(一五九六)年という早い時期にその組織化が、ほぼ完成していたこと等を指摘できたのではないかと思う。

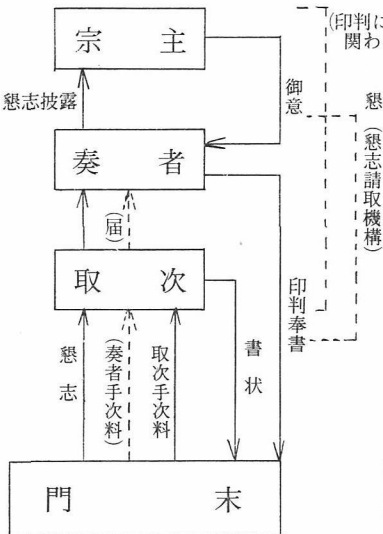
図(3) 文禄2年5・6月



図(1) 永禄年間



図(4) 文禄2年12月



図(2) 天正13年以降

